

第二次愛媛県ギャンブル等依存症対策推進計画（案）の概要

1 計画の趣旨

ギャンブル等依存症は、本人が依存症という認識を持ちにくく、多重債務問題のほか日常生活や社会生活に様々な問題を生じ、家族へも深刻な影響を及ぼすことから重大な社会問題となっている。

このため、国のギャンブル等依存症対策基本法や各種計画と連動し、各関係機関が相互の役割を理解し計画的に取り組んでいくため第二次計画を策定した。

2 計画の期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

3 基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施
- ギャンブル等依存症を有し又は有していた者とその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ギャンブル等依存症が、多重債務、生活困窮、配偶者間暴力や児童虐待をはじめとする家庭内不和、自殺等の問題、犯罪等に関する施策との連携

4 重点目標

- ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行い、将来にわたるギャンブル依存症患者の発生を予防
- ギャンブル等依存症に対する包括的な支援体制の構築
 - ・相談拠点の機能充実
 - ・医療提供体制の確保（専門医療機関を中予に1か所以上選定）
 - ・民間支援団体との連携体制を構築

5 重点施策

- 本県におけるギャンブル等依存症に関する状況把握に努めるとともに、各地域の実情に応じ、本人及びその家族を含めたすべての世代が正しい知識を得て適切な予防・回復に取り組むことができるよう普及啓発を推進する。
- ギャンブル等依存症を有する者及びその家族が適切な相談、治療、回復支援を受けることができるよう連携体制を強化する。
 - ・相談拠点の機能を充実させるため、職員のスキルアップを図り相談支援に生かしていく。
 - ・専門医療機関を選定する。
 - ・相談拠点、専門医療機関及び治療拠点機関の連携強化
 - ・地域における医療機関、民間支援団体の把握及び役割確認と包括的な支援体制の構築

6 推進体制

行政機関同士や庁内連携を一層密接にし、相互に必要な連絡・調整を行うとともに、事業者、関係団体等とも連携を図り、ギャンブル等依存症対策を推進する。